

市民等による意見の一覧とその対応

通番	意見者	頁	章区分	項目	内容	市の考え方	本文修正	対応頁
1	連光寺東谷戸の会 (以下、東谷戸の会と表記)	3	第1章-1	構想策定の趣旨について	<p>「参考：」として農業公園整備に関連するものを列挙していますが、ここへの記載はまず以下から始まるべきと考えます。それによって構想策定の趣旨の本文にある、農地としての保全と、本来の目的である野生動植物保護地区に生息・生育する希少な動植物の水環境の保全との関係性が明確になると思います。</p> <p>○東京都環境基本計画</p> <p>戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ ・生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にかかす ・生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる <p>○多摩市みどり環境基本計画</p> <p>長期目標：自然環境分野「持続可能なみどりの保全」</p> <p>【生物多様性】生物の重要な生息環境であるみどりや水辺環境を保全し、生物の多様性の確保を図ります。</p> <p>【水辺】残された良好な水辺環境を保全するとともに、失われた水辺環境の回復を図ります。</p> <p>【公園緑地】良質な公園緑地の確保を図るとともに、市民参加による維持管理体制を充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この欄は、本市の行政計画の記述で農業公園整備に関連するものを取り上げる部分です。 ・東京都環境基本計画につきましては、本市の計画ではありませんので、ここでの記載は見送らせていただきます。 ・「多摩市みどりと環境基本計画」に関する記載については加筆します。 	○	p. 4
2	東谷戸の会	12	2章	ガイドライン抜粋2の特例のウ後半	<p>現地で産出した米等の農産物を調理するとの記載がありますが、農業公園で産出し調理することが考えられるのでしょうか。農業公園へのピオトープ設置案が示された際に、下流には田んぼがあることから見学を提案し、その件は無くなったかと思えます。</p> <p>地域で産出した米等の、という記載は「田んぼ」であれば理解できません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本記載については東京都が作成・公表している「(保全地域の「活用・活動承認のガイドライン」)の記載内容をそのまま引用したものであり、拡張区域で米を生産するという意図や趣旨で記載しているものではありません。 		—
3	東谷戸の会	13	3章	基本理念「環境保全型農法」について	<ul style="list-style-type: none"> ・農地で行える農法は「環境保全型農法」で、その説明として、「極力化学肥料や農薬を使用することなく環境に配慮しながら行う農法」と説明されていますが、あいまいな印象を受けます。具体的にどのような農薬や肥料を使ってよいのかある程度決まっていないと、関係者の間で見解の相違が起こり、後々トラブルを招くことになる可能性大です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「極力化学肥料や農薬を使用することなく環境に配慮しながら行う農法」ということを前提にしながら、具体的にどういった農法を行うかについては現場における試験事業等で試行錯誤しながら決めていくものであると考えております。あとで、ふりかえったり、確認ができるよう施肥や土壌の状態等については記録を残しておく必要があると考えております。 ・また、関係者間でのトラブルが起こらないよう、どのような農法を行っているかについては、適切に情報共有を行ってまいります。 		—
4	東谷戸の会	13	3章	基本理念「環境保全型農法」について	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農法は幅広い概念で、単に農薬、化学肥料の削減のみを行うものから、全く使用しない農法、更には生態系を拡張させる農法(協生農法)もあることから、どういった農法を取り入れるのかももう少し詳細を記載した方がよいと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上と重複しますが、環境保全型農法の実施という基本方針に基づき今後も事業を進めて参ります。 ・一方で、現在は、具体の農法を含め、試験事業を実施している段階であるため、現段階では、この程度の記載に留め、今後の検討の中で、どういった農法を条件とするのかを整理していくべきと考えています。 		—
5	東谷戸の会	13	3章	基本理念「環境保全型農法」について	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地を含む一連の生態系(森林、湿地、草地、農地)の保全、生物多様性の回復を第一の目的に掲げた上で、協生農法のような生物多様性の回復(ネイチャーポジティブ)を目指すべきだと思います。また、農地で問題になることが多い、雑草の管理についても記載した方が良いでしょう。草索性植物の多様性の重要性を考え、不必要な(過剰な)雑草の除去は避けるべきです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業公園づくり事業は、令和6年3月策定の「第3次多摩市みどりと環境基本計画」に基づく事業の一つです。 ・同計画では、「ネイチャーポジティブ」の考え方(P77参照)を踏まえた方向性としていくことを記載していることから、本事業の実施にあたってはネイチャーポジティブの考え方をふまえていくものと考えております。 ・草原の維持管理にあたって、ご意見を参考にさせていただきます。 		—
6	東谷戸の会	13	3章	基本理念「環境保全型農法」について	<ul style="list-style-type: none"> ・水涵養や土・水・大気の流れ調整、精神的価値、生息地・遺伝資源保全といった、農地が持つ多面的な生態系サービスの重要性についても記載した方が良いでしょう。 	<p>環境保全型農法を実施し、学べる場所とします</p> <p>以下1項目を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験や見学を通して、農地が持つ多様な機能の重要性についても学べる場とする。 	○	p. 14

市民等による意見の一覧とその対応

通番	意見者	頁	章区分	項目	内容	市の考え方	本文修正	対応頁
7	東谷戸の会	14	4章	農業公園の区域と活用方針 1. 農業公園として活用する区域	農地への侵出に対策を求める一方において、一帯を構成する竹林の果たしている役割も専門家を交え調査しておく必要があると思います。	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林の管理、活用にあたっては、都の保全計画書に基づき取り組みます。 ・ご意見をふまえて、今後、環境の専門家に意見聴取する際には、竹林の管理のあり方についても意見を伺うようにします。 		—
8	東谷戸の会	26	5章	各ブロックの活用方法、運営体制等 3-1農を通じて学ぶ場、3-2環境保全型農法の学びの場	他の農地と異なり、保全地域の中、野生動植物保護地区の上流の集水域にある農地であれば、学べることは「農法」に留まらないと考えます。雨水浸透はもちろんですが、昆虫、鳥類などの専門家を交え、子どもたちが喜ぶ視点から、いきものと農地の関係を学べるメリットを学びに活かすよう掲げておくとよいと思います。	いただいた内容は、個別のエリアで考える事項ではなく、全体を通して事項として考えておりますので、No.6のとおり追記します。	○	p. 14
9	東谷戸の会	33	5章	留意事項・その他検討した事柄等 ～ビオトープや水田については、都や保全団体より湿地の水環境へ悪影響が出てしまう可能性や外来生物が繁殖してしまう可能性があるという意見があり除外したが、今後、地域のニーズや環境の状況により、水生生物が住めるような環境を整備する可能性もある。 以前に使用していた井戸については復旧するが、湿地の水環境に配慮して電力等によるくみ上げは行わず、人力でくみ上げる井戸とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「井戸」の水を農地に活用することで、湿地への流入量に影響はないのか懸念があります。湿地への水の流入量について、市がモニタリングし情報や対応を共有してほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水の流入に関するモニタリングは現在も行われており、引き続き対応して頂くよう東京都に要望して参ります。 		—
10	東谷戸の会			留意事項・その他検討した事柄等 ～ビオトープや水田については、都や保全団体より湿地の水環境へ悪影響が出てしまう可能性や外来生物が繁殖してしまう可能性があるという意見があり除外したが、今後、地域のニーズや環境の状況により、水生生物が住めるような環境を整備する可能性もある。 以前に使用していた井戸については復旧するが、湿地の水環境に配慮して電力等によるくみ上げは行わず、人力でくみ上げる井戸とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な農機具の泥落としや、市民向けの体験のための使用であれば、井戸はそれほど問題ないかもしれませんが、常用すると地下水の枯渇を引き起こし、下流の湿地へ影響を及ぼす可能性があるかもしれません。 もし下流の湿地への影響があるようであれば、使用を取りやめることも事前に織り込んでおく必要があると思います。 一方、下流の湿地へ流入する水の量は大変少なく、流域内の土地利用が変化していけば、流入する水が将来的に枯渇する可能性も考えられます。 そのような状況になった場合の将来的な湿地への水源として井戸を位置付けておくことも検討に値すると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見をふまえて、「なお、井戸による水のくみ上げに起因して、湿地の水環境に悪影響が認められた場合は、井戸の使用をとりやめる、もしくは、使用方法について改善を行うものとする。」を加筆しました。 ・「一方、下流の湿地へ流入する水の量は大変少なく、流域内の土地利用が変化していけば、流入する水が将来的に枯渇する可能性も考えられます。そのような状況になった場合の将来的な湿地への水源として井戸を位置付けておくことも検討に値すると思います。」という意見につきましては、井戸の設置を懸念する意見と相反し、意見そのものを構想本編に落とし込むのが難しいため、今後の参考とさせていただきます。 	○	p. 34
11	東谷戸の会			留意事項・その他検討した事柄等 ～ビオトープや水田については、都や保全団体より湿地の水環境へ悪影響が出てしまう可能性や外来生物が繁殖してしまう可能性があるという意見があり除外したが、今後、地域のニーズや環境の状況により、水生生物が住めるような環境を整備する可能性もある。 以前に使用していた井戸については復旧するが、湿地の水環境に配慮して電力等によるくみ上げは行わず、人力でくみ上げる井戸とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後、地域のニーズや環境の状況により、水生生物が住めるような環境を整備する可能性」については非常に危惧しています。 最初はきちんと管理できたとしても、先になればなるほどアメリカザリガニや外来生物が湿地に入ってくる可能性は高まってきます。 不特定多数の方が入りこめるような公園等の水辺において、様々な外来生物が持ち込まれて定着している例は枚挙にいとまがありません。 さらに、持ち込まれた外来生物が水みちを通じて下流の湿地に侵入し、在来生物の生息を脅かす可能性も否定できません。 都内において、アメリカザリガニが侵入していない水辺はほぼ残されておらず、この侵略的な外来生物がいないことの貴重性は、市職員や関係者に理解されているのでしょうか。農業公園関係者、利用者への啓発も絶対に不可欠です。 既に貴重な水辺（湿地）がすぐ下流にあるにもかかわらず、そこに悪影響を及ぼしかねない新たな水辺をつくる必要性が見出せません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ビオトープや水田については、都や保全団体より湿地の水環境へ悪影響が出てしまう可能性や外来生物が繁殖してしまう可能性があるという意見があり除外した」と明記したとおり、ビオトープや水田については設置を基本的に検討しておりません。 ・地域のニーズや環境の状況、必要性によっては、水辺空間の整備の必要性が生じる可能性も完全には否定的できないと考え、「水生生物が住めるような環境を整備する可能性もある。」と記しましたが、都と市だけの協議で、設置の検討、実施を進めていくことがないよう、「環境の専門家に事前の相談を行った上で、」という文言を加え、「今後、地域のニーズや環境の状況によっては、環境の専門家に事前の相談を行った上で、水生生物が住めるような環境を整備する可能性もある。」に修正します。 ・また、アメリカザリガニが侵入していない湿地の貴重さについては今後の農業公園の試験事業参加者等に周知して参ります。 	○	p. 34

市民等による意見の一覧とその対応

通番	意見者	頁	章区分	項目	内容	市の考え方	本文修正	対応頁
12	東谷戸の会			留意事項・その他検討した事柄等 ～ビオトープや水田については、都や保全団体より湿地の水環境へ悪影響が出てしまう可能性や外来生物が繁殖してしまう可能性があるという意見があり除外したが、今後、地域のニーズや環境の状況により、水生生物が住めるような環境を整備する可能性もある。 以前に使用していた井戸については復旧するが、湿地の水環境に配慮して電力等によるくみ上げは行わず、人力でくみ上げる井戸とする。	多摩地域の稲作は夏に水抜きをするのが一般的ですが、上流の田んぼでお湯のような水が抜かれると、湿地に温水が流入することになります。 二本の細い水路と湿地だけという逃げ場のない環境であることから、ホトケドジョウほか水生生物や湿地の希少貝類への悪影響が懸念されます。谷戸に水が集まるから田んぼにするのであって、高い場所に水をくみ上げて田んぼを新設することの危うさを強く訴えます。	・本指摘を以前にもいただいていたため、「ビオトープや水田については、都や保全団体より湿地の水環境へ悪影響が出てしまう可能性や外来生物が繁殖してしまう可能性があるという意見があり除外した」と明記しています。 ・ご懸念されていることをふまえて、「今後、地域のニーズや環境の状況により、水生生物が住めるような環境を整備する可能性もある。」と記載したところについては下記の内容に修正します。 「今後、地域のニーズや環境の状況によっては、環境の専門家に事前の相談を行った上で、水生生物が住めるような環境を整備する可能性もある。」	○	p. 34
13	東谷戸の会			その他	・保全地域内での都によるワナ設置は特定外来種の駆除が目的（アライグマ、ハクビシンに限るため、設置期間中は毎日点検し誤獲したいきものは放す）ですが、近隣農地での農協設置ワナは「農業者の生産物を食い荒らす害獣駆除」であり、タヌキもアナグマも処分されています。 保全地域内の農業公園内で生育する野菜等を農業生産品として取り扱おうと、こうした駆除が可能になるのか。法や都条例、保全計画と照らし、考え方、位置づけを明示しておく必要があると考えます。	・仮に農業公園区域内において獣害の被害への対策として、ワナなどを市が設置する場合、都が実施している保全地域内での対応にあわせる考えです。		—
14	東谷戸の会			その他	・湿地への土砂の流入は、農業公園から下の斜面地の集水マス（？）や剥き出しの集水管の老朽化が関係している可能性があります。行政、市民を含む関係者が実地で確認し、段々畑等の整備の前に改善していただきたい。	・斜面で土がむき出しになっている箇所のうち崩壊した箇所については、東京都に土留めの設置等の対応を令和5年に実施してもらったところであり、都とも連携を図りながら対応を進めてきました。 ・今後の斜面地や集水樹まわりの整備にあたっては、現状を十分に確認した上で、都とも協議・連携しながら、対応を検討して参ります。		—
15	東谷戸の会			その他	・イノシシ親子の情報を環境政策課に伝えたが対策が見えてこない中、農業公園が誘因する可能性も考えられます。前述のワナについてと同様、ここでも整理が必要となってきます。	・イノシシの発生については、これまで同様、東京都や環境政策課との情報交換を行い、現状把握に努めて参ります。		—
16	東谷戸の会	42		その他	・42ページの「連光寺六丁目農業公園づくり検討会委員等名簿」では、ほとんどが農業関連かつ市の所管も公園緑地課と農政担当に留まります。 都環境局にしても湿地団体にしても専門の知見を持つ者ではなく、環境政策課も入っていないことは、いきもの視点が非常に脆弱だったと思います。 農の専門家が1年かけてまとめた構想をもとに、次は市の環境政策課、都が湿地で頼りにしてきた専門家含め、幅広い意見交換を通して構想をブラッシュアップしていくべきではないでしょうか。 多様なモチベーションを持つ人々と地域の皆さんが、ともに農業公園の展望を明るく描き、関わりを持ち続けていくための手間を、市は惜しむべきではないと思います。	・ご意見にあるとおり、構想をブラッシュアップさせ、基本設計としてまとめていく段階にあたっては、農の専門家だけでなく、環境の専門家にも意見聴取し、関係者での意見交換を行っていきたいと考えております。		—

市民等による意見の一覧とその対応

通番	意見者	頁	章区分	項目	内容	市の考え方	本文修正	対応頁
17	東谷戸の会			駐車場	・運営する事業者等が、資材等の積み下ろしをするための駐車場が必要なことは理解できます。一方、一般利用者に対しても駐車場が必要でしょうか。 もし必要なのであれば、近隣の都立、市立公園などの駐車場を利用できるように手配するほうがよいのではないのでしょうか。	・バリアフリーや体験者利用者ニーズの観点から、駐車場を設ける必要はあると考えており、本文の内容となっております。		—
18	東谷戸の会			駐車場	・東部地藏前から八坂神社に向かう通りはガードレールもなく見通しが悪いわりに、車はスピードを出しやすい道路です。逃げ場がない道路とも言えます。駐車場の出入りの際の安全や交通の妨げが気になります。	・出入り部分の形状の設計にあたっては、道路管理者である東京都とも協議のうえ、車両の利用者、来園者の安全などに十分配慮して参ります。		—
19	農業委員のうちのお一人	10		野菜の区分	植付を行った作物の区分について「根菜類 葉物 果実」から「根菜類、葉菜類、果菜類」に修正すべきである。	・ご指摘のとおり修正いたします。	○	p. 11
20	市民サポーターのうちのお一人			バリアフリー	「蓮光寺六丁目における農業公園構想(案)」を、拝見しました。とても丁寧にまとめていただいていると思いました。特に、アクセス面で、「駐車場や駐輪場の整備・確保は必須」と記載されていることには、とても心強く思いました。1点気になった点としては、実際に、現地に足を運んでみての感想として、「車イスユーザー」や「難病」の方など、構想(案)の中に、当事者の視点が入っているかどうかという点でした。「合理的配慮」の視点から、どこまで、というのは要検討なのだと思いますが、福祉的活用というのが、一番はじっこの「6段目」のみに限られているのは、少しさびしいように思いました。実際に足を運んだ者の印象としては、「誰でも利用可能」と記載されている、正面玄関となるべき「1段目」等については、現状では「かなり障壁(バリア)が残っているのでは？」という印象があります。最近、農福連携という言葉もよく聞くようになりましたが、車イスの人や難病の人のアクセスの観点から、(障害者)自立支援協議会のメンバーに意見を求める、という方法もあるのではないかと思います。 (例) < https://www.be-farmer.jp/story/detail/97/ >	・公園の入口である1段目についてもバリアフリーに十分に確保していく考えです。 いただいたご意見について、今後の取組の参考にさせていただきます。		—
21	市民サポーターのうちのお一人			動線	住民が足を運びやすい「動線」についても気になりました。多摩市の近隣市には、ブランディングで成功している「町田薬師池公園 四季彩の杜 西園」や、木道の整備で、多くの来場者が訪れている八王子市の「小宮公園」等があります。 町田薬師池公園 四季彩の杜 西園 https://shikisainomori-nishien.com 小宮公園 https://tamaparks.com/kouen/komiya	・今後の取組の参考にさせていただきます。		—
22	市民サポーターのうちのお一人(同上)				「農業のみに特化」して、「一部の興味のある人だけが利用する」ことではなく、市内の人が「ちょっと行ってみるか」と、自然と足が向くような散策路を整備したり、農業に関する魅力的なコンテンツ(やネイチャーゲーム等とか?)を準備したりすることで、公園に足向ける「動線を作る」ことができると、最初は農業にそれほど興味のない人が、農業に興味を持つきっかけとなったりすることも、あるのではないかと思います。 (どこまでできるかは、財源の問題もあるかとは思いますが)	・いただいた意見は重要な観点と考えております。 ・農や自然環境に興味をもつきっかけをどのようにつくっていくか今後検討して参ります。		—
23	市民サポーターのうちのお一人			用語	「SDGs」や「ワンヘルス」という用語については、説明があった方が、読んでいてわかりやすいように思いました。馴染みのない方も、いらっしゃると思いますので。	・専門用語等については、解説を付け加えました。	○	p. 14